

令和 7 年度 給食用コンテナ購入仕様書

1. 購入台数

- ・給食用コンテナ（4 クラス用）W1422×D912×H1600 程度 1 台（こども園分）
- ・給食用コンテナ（3 クラス用）W1422×D912×H1350 程度 2 台（中学校分）

2. 納入期限

- ・令和 8 年 3 月 27 日

3. 納入場所

- ・三重県桑名郡木曽岬町大字田代 160 番地 木曽岬町給食センター

4. 品名・寸法・数量

参考品番（同等品可）

- ・SKC-10 特（4 クラス用）W1422×D912×H1600 程度 アイホー社製 1 台
- ・SKC-10 特（3 クラス用）W1422×D912×H1350 程度 アイホー社製 2 台

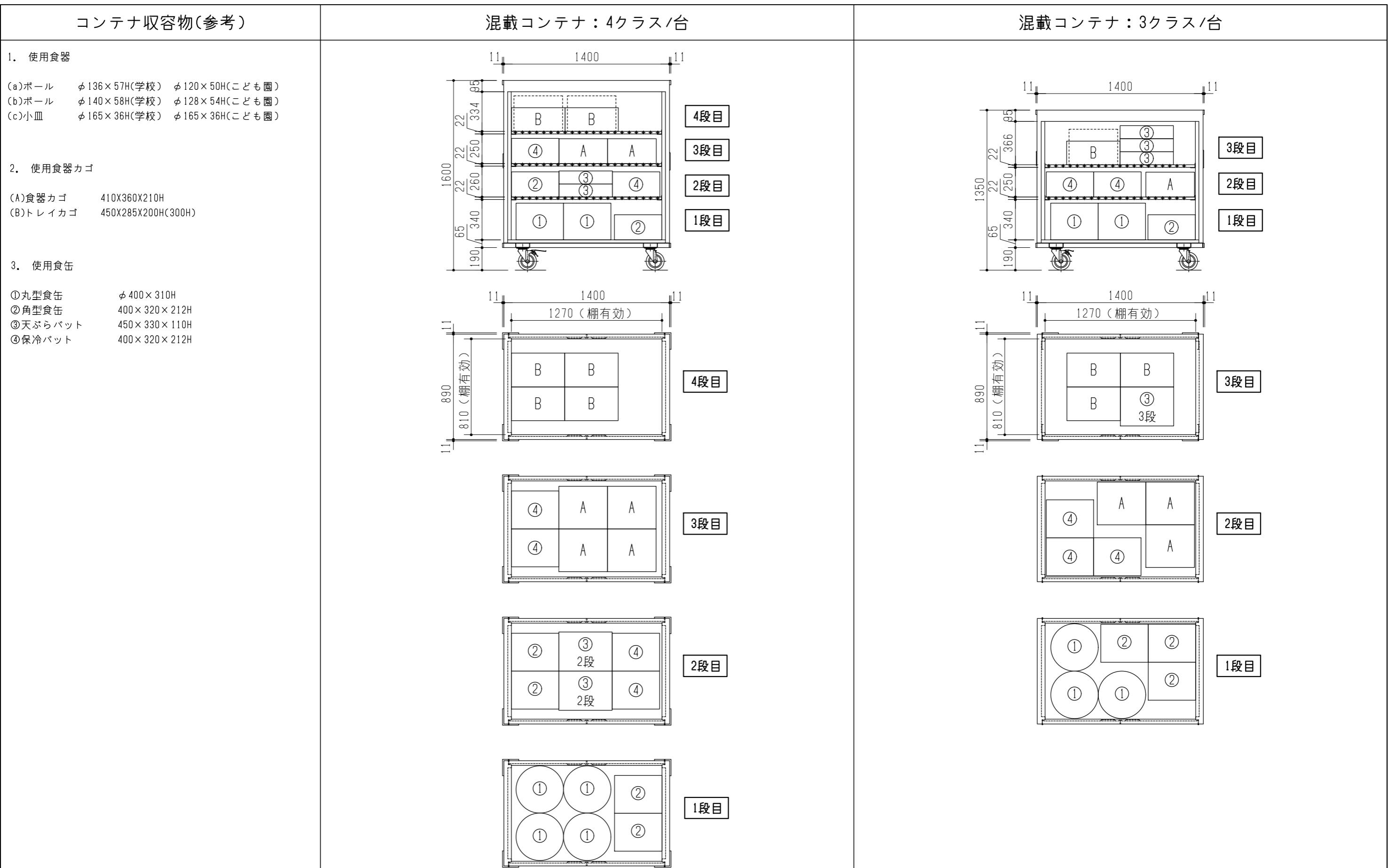
5. 製品特記仕様

【給食用コンテナ SKC-10 特】

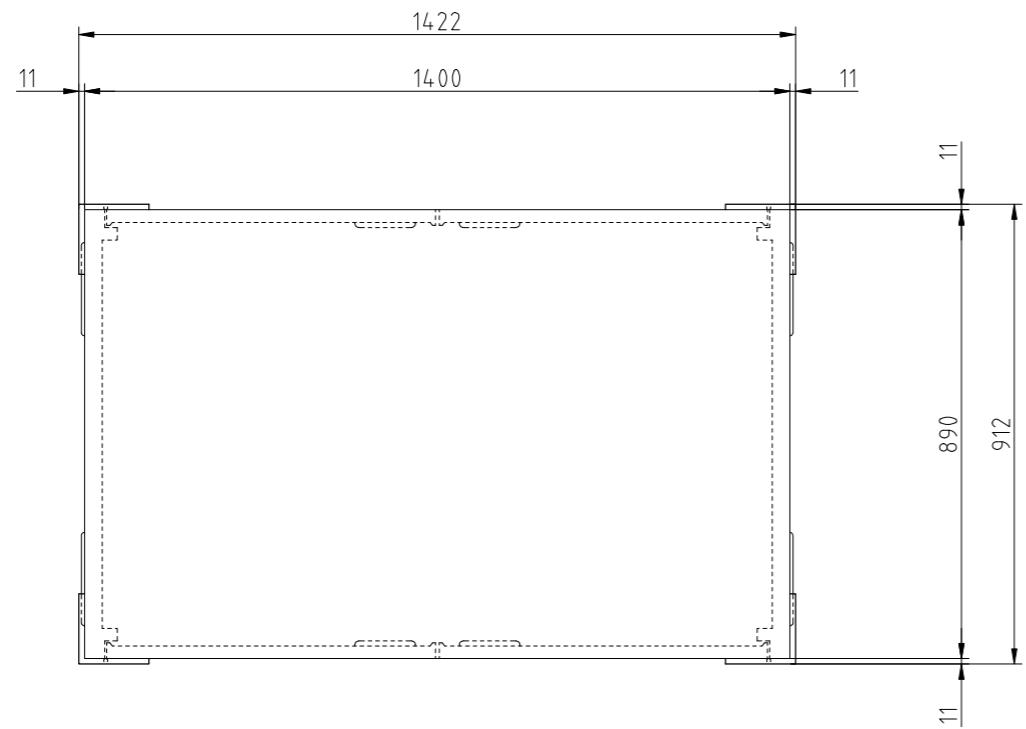
- ・板厚 1mm とする
- ・キャスターは自在式とし他の仕様は別途資料を参照すること。
- ・以下食器、食缶、食器カゴを別紙資料の通り積載可能にすること
- ・使用食器 ボール $\Phi 136 \times 57H$ （学校） $\Phi 120 \times 50H$ （こども園）
 ボール $\Phi 140 \times 58H$ （学校） $\Phi 128 \times 54H$ （こども園）
 小皿 $\Phi 165 \times 36H$ （学校） $\Phi 165 \times 36H$ （こども園）
- ・使用食器カゴ 食器カゴ $410 \times 360 \times 210H$
 トレイカゴ $450 \times 285 \times 200H$ （300H）
- ・使用食缶 ①丸型食缶 $\Phi 400 \times 310H$
 ②角型食缶 $400 \times 320 \times 212H$
 ③天ぷらバット $450 \times 330 \times 110H$
 ④保冷バット $400 \times 320 \times 212H$

6.特記事項

- ・納品する製品は、別添収容図と単品図を参考とし、同等以上のものとすること。
- ・機器搬入据付を含む。
- ・機器搬入時に必要であれば、壁、床等を損傷させないように、適切な方法で養生を行うこと。
- ・その他で発生する諸経費すべてを含むこと
- ・製品出荷時には機器に養生をすること。
- ・設置後 1 年は保証期間とし、不具合が置きた場合、ただちに補修すること。
ただし経年劣化や初期不良時に限る。
- ・学校給食センターで給食用コンテナの導入実績がある会社に限る。
- ・現場下見を行い、調理備品（食器、食缶、食器カゴ他）の寸法や配膳校の下見を行うこと。
- ・給食用コンテナの搬入時に予測不能な諸経費の発生あれば、職員の指示に従い協議の上で行うこと。

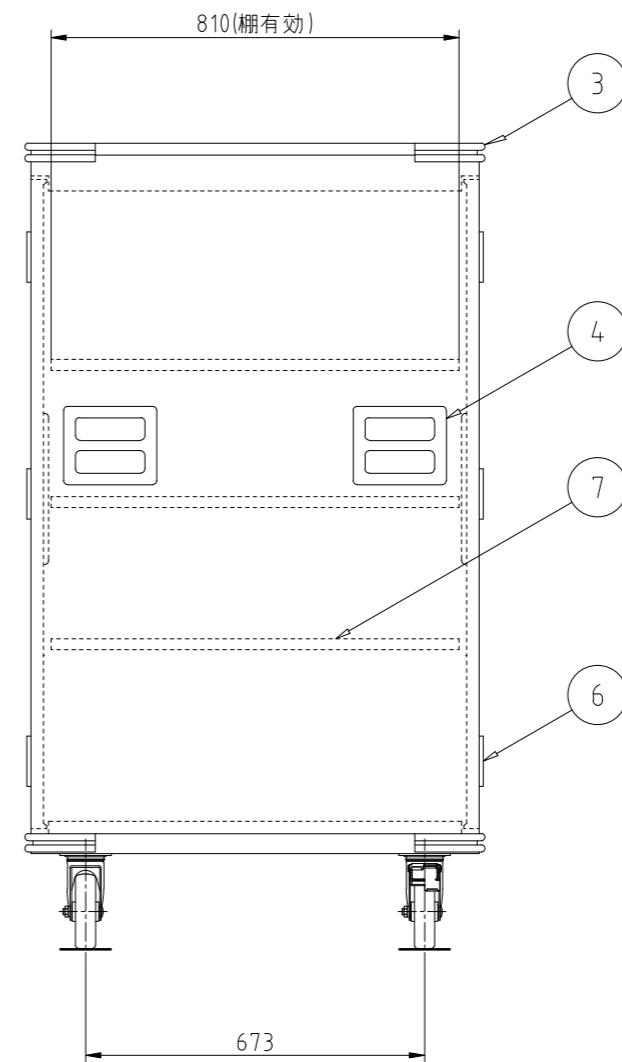
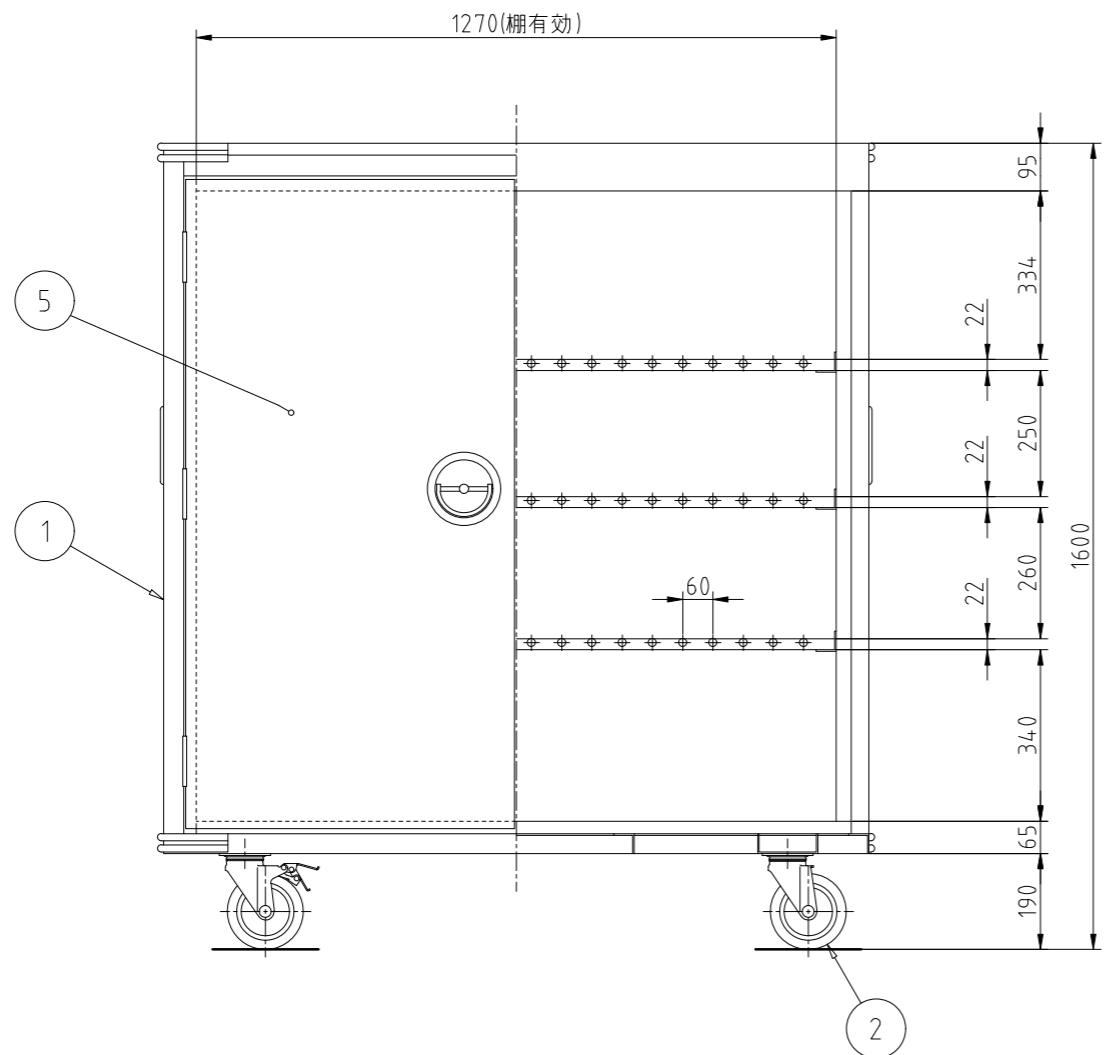


		工事名称	縮尺【A3】	作成日
		木曽岬町給食センター	1:30	2024/10/8
		図面名称	図番	
		コンテナ収容図(参考)	25C-CA-009A-G1	



No _____

No.	品名	数	備考
1	本体	1	SUS430
2	キャスター	4	ナイロン / SUS304 φ150 対角ストッパー付
3	コーナーゴム	8	
4	埋込み取手	4	
5	扉	4	SUS430
6	蝶番	12	
7	棚	3	



棚荷重 100kg/段以下
収容物総重量 400kg以下

記事
木曽岬町給食センター様
製品改良のため、許可無く仕様変更することがあります。

検図

製図

年月日

縮尺

名称

SKC-10特

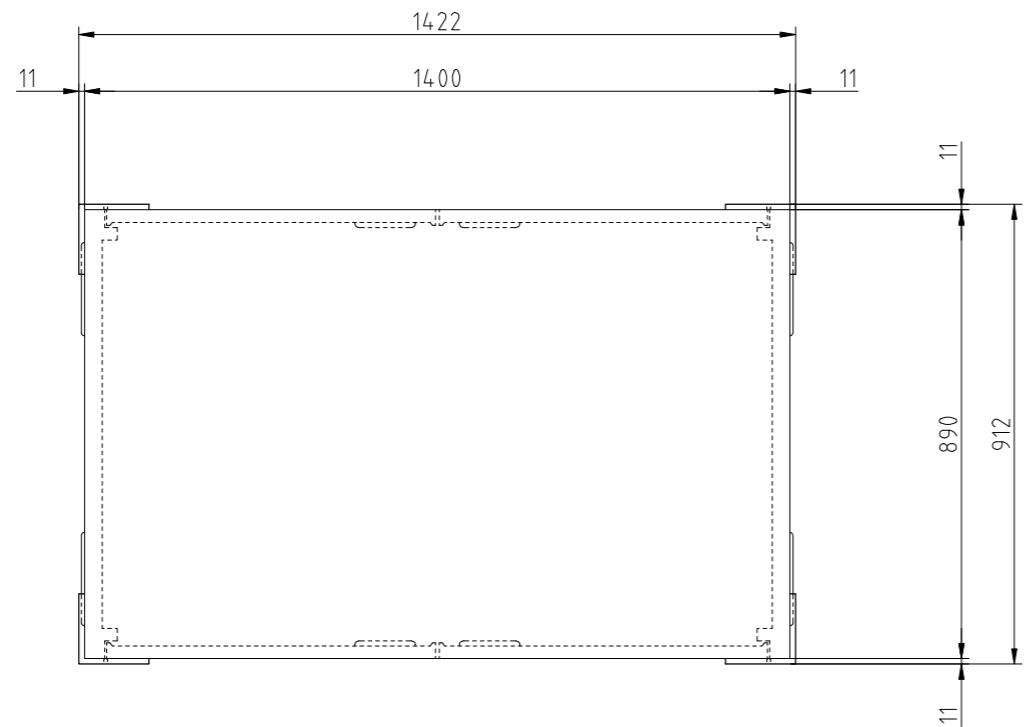
製品コード

台数	1 台
図番	SKC-10特1

2025/11/12

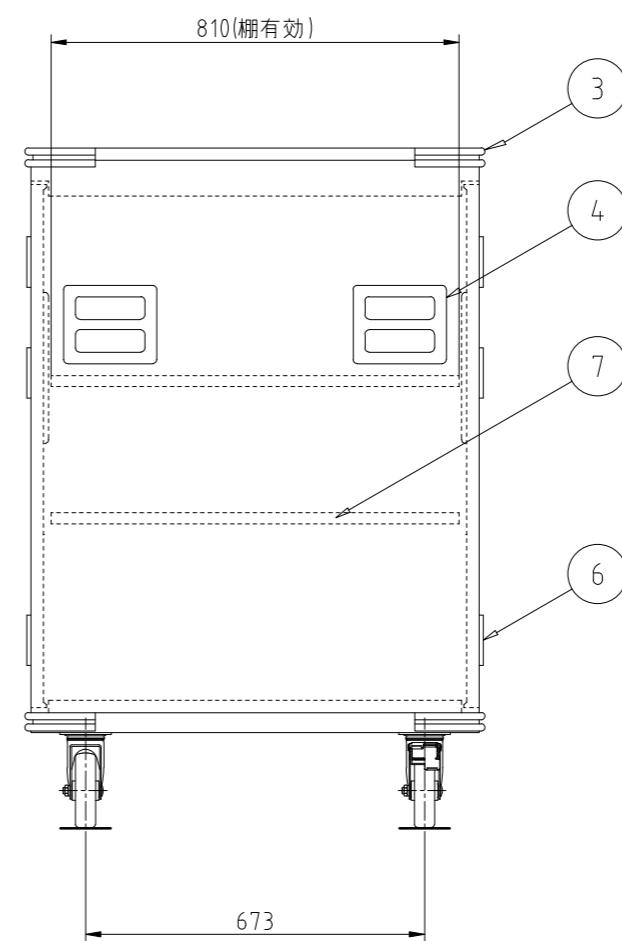
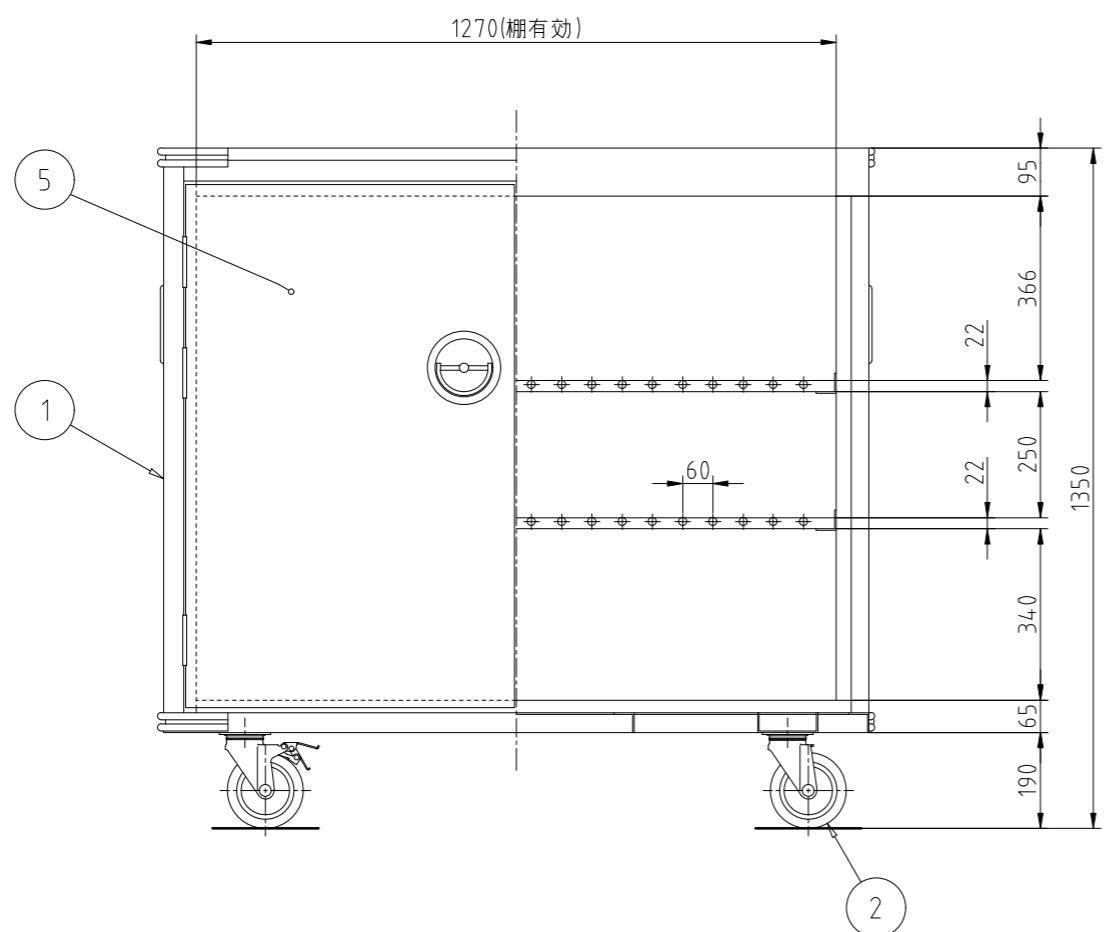
1:15

給食用コンテナ（4クラス用）



No _____

No.	品名	数	備考
1	本体	1	SUS430
2	キャスター	4	ナイロン / SUS304 φ150 対角ストッパー付
3	コーナーゴム	8	
4	埋込み取手	4	
5	扉	4	SUS430
6	蝶番	12	
7	棚	2	



棚荷重 100kg/段以下
収容物総重量 400kg以下

台数 2 台

記事
木曽岬町給食センター様
製品改良のため、許可無く仕様変更することがあります。

検図

製図

年月日
2025/11/12縮尺
1:15名称
SKC-10特
給食用コンテナ（3クラス用）

製品コード

図番
SKC-10特2

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

木曽岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

(3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

(4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。